

職員の処分について

案件：職員の酒気帯び運転による交通事故について

1 概要

本件は、道路河川部道路維持課に所属する職員が、酒気帯び運転（呼気0.25mg/L以上）による交通事故を起こし、2020年1月8日に運転免許取消となる行政処分を受けたものです。

これは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び同法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するので、同項の規定に基づく懲戒処分として、次のとおり処分することと決定しました。

2 処分の種類及び程度

（当事者）

道路河川部道路維持課 班長（男性47歳）

免職